

厚木市内商業団体販売促進・P R 事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、商業の活性化及びまちのにぎわい創出を図るため、市内商業団体に対し、予算の範囲内において厚木市内商業団体販売促進・P R 事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市内商業団体」とは、一般社団法人厚木市商店会連合会に加盟する商店会（以下「商店会」という。）、一般社団法人厚木市商店会連合会又は厚木商工会議所をいう。

(補助事業等)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び対象者は、別表第1のとおりとする。

(対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業を適切に実施するために必要な経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市内商業団体の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

2 前項に規定する申請書は、別表第1に掲げる補助事業ごとに市長に提出するものとする。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その

内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる

(事業の計画変更又は中止)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定商業団体」という。）は、当該決定通知を受けた後において、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書に収支予算書を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、事業計画変更（中止）承認通知書により、その旨を補助決定商業団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定商業団体は、補助事業が完了した日から30日以内に、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書等の写し

(3) 事業内容が確認できる書類（ポスター、チラシ、写真等）

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた補助決定商業団体は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日に属する市の会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 厚木市商店会販売促進事業補助金交付要綱（平成3年4月1日施行）

(2) 厚木市商業元気アップ事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）

(3) 厚木市あつぎ商店会 P R 事業補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）

(4) 厚木市元気な街づくり応援事業補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条及び第6条関係）

補助事業名	内容	対象者	補助率	補助額
販売促進事業	地域活性化及び販路拡大のためのイベント、特売等の実施に係る事業	商店会	30%	補助事業ごとに補助率を対象経費に乗じて得た額とし、1申請につき50万円（PR事業（市制70周年に関連するものに限る。）は、200万円）を限度とする。
PR事業	装飾、宣伝等（当該商店会のPRのみを目的とするものに限る。）の実施に係る事業	商店会	50%（市制70周年に関連するPR事業を実施した場合には、80%）	
特別PR事業	ホームページの構築又はリニューアル等の実施に係る事業	商店会	80%	
団体商業活性化事業	特産品等のPR、商店会街路灯へのフラッグの掲出その他の商業の活性化及びまちのにぎわい創出を図るために実施する事業	一般社団法人厚木市商店会連合会又は厚木商工会議所	50%	

備考1 PR事業（市制70周年に関連するものに限る。）は、過去に本要綱に基づき補助の対象となったものを除く。

備考2 PR事業（市制70周年に関連するものに限る。）の申請は、1商店会1回限りとする。

別表第2（第4条関係）

補助事業	対象経費	内容
販売促進事業・P R 事業・特別 P R 事業【共通】	会場等使用料	会議室使用料及び空き店舗、土地等の一時的な借上げに要する経費
	印刷製本費	資料、報告書等作成に係る経費
	通信運搬費	郵便料、運送料、インターネット接続料及びパソコン回線使用料等
	雑役務費	アルバイト賃金
	工事費等	イベント会場の設営、撤去等に係る経費
	広告宣伝費	チラシ、広告掲載、装飾、システムの構築等に要する経費（システムの維持管理に係る経費を除く。）
	イベント費	イベント開催に係る経費（飲食に係る経費を除く。）
	機器借上料	機械、器具等の借上料
	消耗品費	事務用消耗品等
団体商業活性化事業	講師等謝金	アドバイザー、講師、調査研究員等外部専門家に対する謝金
	会場等使用料	会議室使用料及び空き店舗、土地等の一時的な借上げに要する経費
	調査・研究費	調査及び研究のために必要な経費
	印刷製本費	資料、報告書等作成に係る経費

	る経費
通信運搬費	郵便料金、運送代、インターネット接続料及びパソコン回線使用料等
雑役務費	アルバイト賃金
工事費等	イベント会場の設営、撤去等に係る経費
無体財産購入費	無形固定資産（意匠権、商標権等）の購入に係る経費
広告宣伝費	チラシ、広告掲載、装飾、システムの構築等に要する経費（システムの維持管理に係る経費を除く。）
イベント費	イベント開催に係る経費（飲食に係る経費を除く。）
機器借上料	機械、器具等の借上料
消耗品費	事務用消耗品等